

第580回 電力・ガス取引監視等委員会【第1部 公開開催】

議事録

日 時：令和7年8月25日(月) 14:00～14:10

場 所：経済産業省 本館6階東1応接会議室

出席者：横山委員長、武田委員、松村委員、村松委員

○横山委員長　それでは、ただいまから「第580回電力・ガス取引監視等委員会」を開催いたします。

本日の議題は、「議事次第」にあるとおりでございます。議題に入る前に、議事や資料の取扱いについて、事務局から御説明をよろしくお願いいたします。

○田上総務課長　本会合は、オンラインでの開催としております。

第2部の議題については、個別の民間企業の情報等を取り扱うことから、議事は非公開とし、議事要旨を後日委員会ホームページに掲載することといたします。

会議資料について、情報公開請求があった場合には、その対応について、改めて御相談するという扱いにしたいと考えております。

また、岩船委員は御欠席の予定でございます。

念のため、御確認いただきたく存じます。

○横山委員長　ただいま御説明がありましたように、第2部につきましては、非公開での開催とさせていただこうと考えておりますが、異存ございませんでしょうか。

(異存：なし)

それでは、ただいまお話のあったとおりにさせていただきます。

ありがとうございました。

それでは、議題の1「制度設計・監視専門会合の構成員の変更について」に関しまして、事務局から御説明をよろしくお願いいたします。

制度設計・監視専門会合につきましては、電力・ガス取引監視等委員会運営規程第6条3項に基づき、委員長が指名することとされているところでございますが、事務局から御報告をよろしくお願いいたします。

○田上総務課長　それでは、資料3「制度設計・監視専門会合の構成員の変更について」、御覧いただければと思います。

今、委員長からありましたように、電力・ガス取引監視等委員会の運営規程の第6条の「委員会は、委員会の下に専門会合を置くことができる」と。3項で「専門会合は、委員及び専門委員の中から委員長が指名した者により構成する」とされております。

今回、制度設計・監視専門会合に指名された専門委員の方が8月末をもって任期満了で御退任されることに伴いまして、横山委員長としては、9月1日以降の制度設計・監視専門会合の構成員につきましては、大阪公立大学大学院経済学研究科の五十川准教授、青山学院大学国際マネジメント研究科の北野准教授、そして、西村あさひ法律事務所・外国法共同事業パートナー弁護士の曾我美紀子氏を御指名される方針でございます。

また、25行目ですが、電取委の委員から村松委員を御指名される方針でございます。

五十川氏は、経済学者として電力需給調整や価格制度に関する実証分析を多数手がけられた御経験がございます。また、北野氏は、政策評価に係る計量経済分析を御専門とし、電力システムの制度設計・市場分析に御知見を有する経済学者でいらっしゃいます。また、曾我氏は、エネルギー市場に精通した弁護士として御活躍をされています。

新しい制度設計・監視専門会合の委員の名簿は、47行目以降の別添のとおりとなっております。

以上でございます。

○横山委員長　　どうもありがとうございました。

それでは、ただいまの事務局からの御説明の内容につきまして、御質問、御意見がありましたら、お願いいたします。いかがでしょうか。特にございませんでしょうか。

(質問、意見等：なし)

それでは、事務局から御説明がありました方針のとおり、委員会として制度設計・監視専門会合の構成員を変更することによろしいでしょうか。

(異論：なし)

異論がございませんようですので、委員長として指名手続を進めさせていただきます。

どうもありがとうございました。

それでは、続きまして、議題の2「料金制度専門会合の構成員の変更について」に関しまして、事務局から御説明をよろしく申し上げます。

制度設計・監視専門会合と同様に、料金制度専門会合の構成員につきましても、電力・ガス取引監視等委員会運営規程第6条3項に基づきまして、委員長が指名することとされているところですが、事務局から御報告をよろしく申し上げます。

○田上総務課長 資料4「料金制度専門会合の構成員の変更について」、御覧いただければと思います。

主なポイントは2つでございます。

まず、19行目、これまで座長をしていらっしゃいました山内弘隆氏が構成員を任期満了につき御退任をされることになりました。その後任として、専門委員の大橋弘氏を座長に指名される方針でございます。

また、14行目ですが、料金制度専門会合の専門委員の中で、8月末で御退任をされる方がいらっしゃいます。その後任として、9月1日以降、構成員として新たに日本大学法学部の友岡教授を御指名される方針でございます。

友岡氏は、電力制度改革に関する法的・制度的な御知見を有する法学者でございます。

御説明は以上でございます。

○横山委員長 どうもありがとうございました。

それでは、ただいまの事務局からの御説明の内容につきまして、御質問、御意見がありましたら、お願いいたします。いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

(質問、意見等：なし)

それでは、事務局から御説明がありました方針のとおり、委員会として料金制度専門会合の構成員を変更することでよろしいでしょうか。

(異論：なし)

異論がございませんようですので、委員長として指名手続を進めさせていただきます。

どうもありがとうございました。

それでは、続きまして、議題の3「あっせん・仲裁委員の候補者の指定等について」に関しまして、事務局から御説明をよろしくお願いいたします。

○田上総務課長 続いて、資料5「あっせん・仲裁委員の候補者の指定等について」、説明をいたします。

まず、あっせん・仲裁の概要でございます。電力・ガス取引監視等委員会では、電力・ガス・熱の取引に関する紛争を公正・中立な手続によって迅速に処理するため、あっせん・仲裁の制度が設けられております。

このあっせん・仲裁を行う委員につきましては、電気事業法第35条第3項、また、ガス事業法、熱供給事業法でも準用規定がございますが、委員会の委員その他の職員、特別委員から事件ごとに指定をすることとされております。

今回指定をするのが、まず、この9月1日付で林泰弘氏と小林由佳氏を特別委員として再任をされる方針でございます。また、稲垣隆一特別委員、小宮山諒一特別委員、田中誠特別委員につきましては、10年の任期が到来いたしましたので、任期満了に伴いまして、特別委員の指定を解除される方針でございます。

続いて、仲裁委員の候補者の名簿につきましては、電気事業法の施行令におきまして、候補者の名簿を作成し、公表することとされております。

こちらが委員、特別委員の方の名簿になります。

以上でございます。

○横山委員長　　どうもありがとうございました。

それでは、ただいま事務局から御説明がありました内容につきまして、御質問、御意見がありましたら、お願いいたします。いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

(質問、意見等：なし)

それでは、事務局から御説明がありました方針のとおり、委員会として、あっせん・仲裁委員の候補者として名簿に追加するというところでよろしいでしょうか。

(異論：なし)

異論がございませんようですので、事務局案のとおり、あっせん・仲裁委員の候補者として名簿に追加することといたします。

どうもありがとうございました。

予定していた議事は以上でございますが、ほかに何かございますでしょうか。

○田上総務課長　　ありがとうございます。

議事録につきましては、案が出来次第お送りいたしますので、御確認のほどよろしくお願いたします。

事務局からは、以上でございます。

○横山委員長　　どうもありがとうございました。

それでは、これにて委員会を終了といたします。

——了——